

上天草市令和 8 年熊本地震利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 8 年熊本地震により事業経営に大きな影響を受けた上天草市内の中小企業者及び小規模事業者の資金繰りを支援することを目的に、予算の範囲内で上天草市令和 8 年熊本地震利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、上天草市補助金等交付規則（平成 16 年上天草市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に掲げる者をいい、「小規模事業者」とは、同法第 2 条第 5 項に掲げる者をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、中小企業者、もしくは小規模事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 熊本県中小企業融資制度要項（平成 21 年熊本県告示 304 号）第 3 条第 1 項第 2 号における熊本県金融円滑化特別資金のうち、「熊本県金融円滑化特別資金（令和 8 年熊本地震枠）」又は「熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠）」のうちセーフティネット第 4 号認定者（令和 8 年熊本地震分）」又は同条第 1 項第 3 号における熊本県小規模事業者おうえん資金のうち、「小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）」又は日本政策金融公庫の災害貸付又は災害復旧貸付による貸付を令和 8 年 7 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に受けた者

(2) 令和 8 年 7 月 28 日から補助金の申込日において継続して市内で事業を営んでおり、次のいずれかの要件を満たす者

ア 個人事業主においては、本市に住民登録していること。

イ 法人においては、本市に登録をしていること。

ウ 本市に住民登録がない個人事業主においては、確定申告書や営業許可証等により市内で事業を営んでいることが確認できること。

エ 本市に登録がない法人においては、本市の法人市民税の納税義務者であること。

(3) 市税及び上下水道使用料等の未納がない者であること。

(4) 上天草市暴力団排除条例（平成 24 年上天草市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(5) 他市町村でこの要綱と同様の対象融資に係る利子補助の制度による補助金の交付を受けていないこと。

(補助の対象となる借入金融機関等)

第4条 補助の対象となる借入金融機関等は、次に掲げるものとする。

(1) 政府金融機関

(2) 市中金融機関

(補助金の対象となる期間)

第5条 補助金の対象となる期間は、融資を受けた日から3年後の応当日の前日までを限度とする。

(補助金の算定期間)

第6条 補助金の算定期間は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に定める算定期間の間に金融機関に支払った融資に係る利子の総額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市令和8年熊本地震利子補給補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年1月31日までに市長に提出するものとする。

(1) 金融機関が発行した対象融資に係る償還（返済）予定表の写し

(2) 利子の支払い額及び対象融資制度の利用を証明する書類

(融資を受けた金融機関による押印及び利用融資制度の記載があるもの)

(3) 登記事項証明書の写し（法人のみ）

(4) 住民票の写し（個人事業主のみ）

(5) 市税の未納がない証明及び上下水道使用料の未納がない証明書

(6) その他市長が必要とする書類

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された書類の審査を行い、その内容を適当と認めたときは、上天草市令和8年熊本地震利子補給補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた申請者は、上天草市令和8年熊本地震利子補給補助金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する請求書を受領した場合は、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。

3 第12条の規定による補助金の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。